2 5 川 監 公 第 7 号 平成 2 5 年 5 月 1 0 日

定期監査(工事監査)の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成24年 10月10日付け24川監公第8号で公表した定期監査(工事監査)の結果の報告に基づ き、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥 宮 京 子

東 正 則

同 石 川 建 二

2 5 川総行革第 9 号 平成 2 5 年 4 月 1 0 日

 川崎市監査委員
 松川
 欣起
 様

 同
 奥宮
 京子
 様

 同
 東
 正則
 様

 同
 石川
 建二
 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成24年10月10日付け24川監報第7号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成24年度第1回定期監査(工事監査)の結果に対する措置状況

1 掘削工事において適切な土留を設置して施工すべきもの

「指摘の要旨】

掘削工事において、掘削深さが1.5 mを超える施工箇所の一部に矢板などによる 土留を設置しないまま配管等の作業を行っていた。

土木工事安全施工技術指針等の規定によると、掘削する深さが1.5 mを超える現場においては、掘削の深さ、土質、地下水位等を考慮し原則として土留を設置することとされていることから、請負業者に対し土留の設置について適切な指導を行い、安全な現場監理に努められたい。

[措置内容]

掘削工事において、掘削深さが1.5 mを超える施工箇所の一部に矢板などによる 土留を設置しないまま配管等の作業を行っていたことから、工事監督員は、土留に関 する規定等を再認識するとともに、工事請負業者に適切な土留の設置に関する指導を 行うこととし、このことについて、水道部長及び下水道部長から関係課への事務連絡 により、担当職員に周知徹底しました。

(上下水道局水道部第1配水工事事務所、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、 下水道部西部下水道管理事務所、北部下水道管理事務所)

2 設計内容等に関する質問書に対し的確な回答を行うべきもの

[指摘の要旨]

入札前に入札予定者と交わす質問回答書の回答内容において、入札予定者からの質問に対し、発注者から具体的な回答が示されていない項目があった。

質問回答書は、設計図書の一部を成すもので、その回答は入札者が積算する上で重要な情報であることから、質問事項に対し的確な回答書を作成されたい。

「措置内容〕

入札前に入札予定者と交わす質問回答書の回答内容において、入札予定者からの数量、期日、施工方法、現場条件等の質問に対し、発注者から具体的な回答が示されていない項目があったことから、質問回答例を整備し、これを参考にして回答書を作成するとともに、回答書の集積により情報の共有化を図ることとし、このことについて所属長からの事務連絡により、的確な回答を行うよう担当職員に周知徹底しました。

(上下水道局下水道部施設課)

- 3 その他改善を要するもの
- (1)機器改修工の設計において内訳を確認できる見積りを取得すべきもの [指摘の要旨]

設計根拠とした見積りの一部において、設計労務単価に定めのない職種の労務費 を含む工事費の内訳が確認できなかった事例

[措置内容]

コンテナターミナル中央監視室のグラフィックパネル操作卓等の機器改修工について、積算歩掛りがないことから見積りを根拠として算定しているが、機器費を除く工事費の見積りが一式計上のため、従事する人工の職種、員数等の内訳を確認できない設計になっていたことから、工事費の見積りを依頼する際には、「工事費については、職種・員数等の労務費の内訳を必ず提示すること」を記載することとし、庶務課技術監理担当課長から関係各課への事務連絡により、周知徹底を図りました。なお、港湾局の設計・積算実務要覧に規定している見積依頼の項目において、「工事費を依頼する場合の見積り条件に「工事費については、職種・員数等の労務費の内訳を必ず提示すること」を平成25年7月の改訂時に追記します。

(港湾局川崎港管理センター設備課)

(2) 設計において計上した役務費の執行について確認を適切に行うべきもの [指摘の要旨]

資機材の仮置場として計上した借地料について、現場の実施方法に応じた見直し の確認を書面により行っていなかった事例

「措置内容]

共通仮設費の役務費において、資機材の仮置場を確保するための借地料を経費率による計上以外の積上げ積算により計上していた。しかし、実施した工事においては、借地は行わず他の方法により施工していたが、このことについて、請負業者と協議した内容及び経過記録が残されていなかったことから、工事監督員は、役務費により土地の借上等に要する費用を計上した工事においてこれと異なる役務を行った場合には、当該費用に替わる施工内容について、請負人と書面による確認を行うこととし、このことについて所内会議を開催し、担当職員に周知徹底しました。

(上下水道局水道部第1配水工事事務所)

(3) スクラップ材の売却益を考慮した設計とすべきもの

「指摘の要旨]

「措置内容]

解体工事により発生した鉄筋の売却益相当額を減額していなかった事例

既存の薬液注入管共同溝の解体工事において、鉄筋コンクリートの取壊しにより発生した鉄筋について、スクラップ材としての減額が行われていなかったことから、建物等の撤去工事においては、鉄筋コンクリート取壊しに伴い発生する鉄筋の売却益相当分の減額を考慮することとし、新たに建築物などを解体撤去等する場合の算定マニュアルを定め、さらに、課内会議及び所属長からの事務連絡により、担当職員に周知徹底しました。

(上下水道局水道部設計課)

(4) 設備改修工事において供用開始の手続を行うべきもの

「指摘の要旨〕

工事引渡し前の機器の供用開始に際し、書面による部分使用の承諾を請負業者か ら得ていなかった事例

「措置内容]

自動検針記録計取替工事の完了に伴う供用開始において、本請負契約の特記仕様 書に部分使用について明記していたが、請負者から別途書面による部分使用の承諾 を得ていなかったことから、工事引渡し前に工事目的物の供用を開始する場合には、 打合せ簿などの書面により請負業者から承諾を得ることとし、このことについて課 内会議を開催し、担当職員に周知徹底しました。

(上下水道局水道部工業用水課)

(5)機器費の算定において適切な見積りを取得すべきもの

「指摘の要旨]

機器交換工事における機器類の製品単価を、メーカー代理店の見積りによらず機器設置業者から取得した見積りにより算定していた事例

[措置内容]

機器交換工事における機器類の単価は、メーカー代理店からの見積りではなく、機器設置業者から取得した見積りを採用していたことから、機器類の製品単価を見積徴収により算定する場合には、対象機器の製作及び施工の実態を把握した上で、川崎市上下水道局請負工事における見積管理マニュアルの見積り依頼のチェックリストによる確認を行った上で、適正な見積徴収先を選定することとし、このことについて課内会議を開催し、担当職員に周知徹底しました。

(上下水道局水管理センター水道施設管理課)

(6) スクラップ材の売却益を間接工事費の算定から除くべきもの

[指摘の要旨]

工事により発生したスクラップ材の売却益を、間接工事費における率計算の対象 額として算定していた事例

[措置内容]

仮囲いの撤去工事の設計において、現場から発生した鋼材等の売却益を間接工事費の率計算の対象額に含めて算定していたことから、スクラップ材の売却益は、間接工事費の率計算の対象としないよう、設計積算方法の局内調整を行いました。

設計書に反映させるためには、積算システムの改良に時間を要するため、平成25年7月の歩掛改定時に発行する設計積算基準書に、スクラップ等の売却に関する積算方法を記載するとともに、担当職員に周知徹底します。

(上下水道局下水道部施設課)

(7) 設計委託において適切な委託成果を受理すべきもの

「指摘の要旨】

提出された委託成果品の十分な内容確認が行われていないため、業務報告書の一

部に不備があった事例

[措置内容]

委託成果として受納した業務報告書において、一部の項目に関する業務報告が不足していたことから、請負者から提出される委託成果の受納にあたっては、実施された業務内容と業務報告書の整合について、新たに作成した実施設計業務納品書により十分な確認を行うこととし、このことについて課内会議を開催し、担当職員に周知徹底しました。

(上下水道局下水道部管路課)